

東総地区クリーンセンターにおけるダイオキシン類排出基準値超過について

- 令和4年7月29日に県（海匠地域振興事務所）により、当施設焼却炉（1号炉）のダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査が実施され、その際に採取した排ガスから、同法に基づく排出基準値の超過が判明しました。
（測定値：0.20 ng-TEQ/m³ 排出基準値 0.1 ng-TEQ/m³以下）
ただし、人の健康や周辺環境に影響を及ぼすものではありません。
- 9月24日から1号炉を稼働停止し、原因究明のため設備点検を実施中です。
- 県から、9月30日付けで、原因究明と対策の実施、改善報告書の提出を求めるとともに、施設の再稼働に当たって事前に県による確認を受けることを求める「注意」文書を受理しました。
- この事態を重く受け止めるとともに、皆様方には多大な心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後は、原因究明に努めるとともに、再発防止の徹底を図り、安全、安心な施設の運営に向けて取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先

東総地区広域市町村圏事務組合 環境施設課

住所 銚子市野尻町1678番地1（東総地区クリーンセンター管理棟1階）

TEL 0479-30-2311

FAX 0479-33-3611